お知らせ

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地区（行政相談）
▷３月12日㈭　10:00～12:00
▷３月26日㈭　10:00～12:00
市役所１階相談室１Ａ
問　市民課　内線2324

金木地区（行政･人権合同相談）
▷３月18日㈬　10:00～12:00
金木総合支所２階相談室
問　金木総合支所　内線3104

法務局人権相談
▷月曜日～金曜日（祝日を除く）
8:30～17:15
五所川原支局１階人権相談室
問　青森地方法務局五所川原支局
℡34－2330

人権擁護啓発メッセージ
（令和元年度人権教室より／松島小４年生）
生きる力をうばってしまう
いじめはゼッタイだめ！！

今月の納期

・**国民健康保険税**　９期
問　収納課　内線2273
・**後期高齢者医療保険料**　９期
問　国保年金課　内線2346
・**介護保険料**　９期
問　介護福祉課　内線2453

納期限　3月31日㈫
納付は便利で確実な
口座振替を！

福祉の仕事相談フェア

福祉分野の仕事に興味がある方、就職を希望する方などを対象に、求人事業所による直接的な個別面談・相談会を行います。
日時…３月15日㈰　13:00～15:30
場所…ウェディングプラザアラスカ４階　ダイヤモンド・パール（青森市新町１丁目11－22）
内容…個別面談・相談会、Jobトーク、履歴書書き方講座など
料金…無料
問…青森県福祉人材センター
℡017－777－0012

プレミアム付商品券利用期間のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としたプレミアム付商品券を販売していましたが、令和２年２月29日㈯までが利用できる期限になります。プレミアム付商品券は払い戻しができないので、期間内に利用できるお店で使い切るようお願いします。
問…五所川原市プレミアム付商品券窓口　℡26－5372・5373（平日9:00～17:00）

消費生活相談

契約、販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブル、多重債務でお困りの方に対し専門の消費生活相談員が無料で相談に応じます。
▷**悪質商法、契約・取引に関するトラブル相談**
五所川原市消費生活センター
℡33－1626
日時…月曜～金曜日（祝日を除く）
8:30～17:15
場所…市民学習情報センター
▷**くらしとお金の安心相談会（多重債務相談）**
消費者信用生活協同組合
青森事務所　℡0120－102－143
日時…３月11日㈬　10:00～16:00
場所…市民学習情報センター
＊予約制。貸付制度あり。

愛車の住所変更はお忘れなく

自動車税の納税通知書は、原則として４月１日現在での自動車登録の住所（車検証に記載されている住所）にお送りしています。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。
３月中に変更登録の手続きができない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。
また「青森県電子申請・届出システム」から届け出することもできますので、詳しくは県ホームページ（http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html）をご覧ください。
問…西北地域県民局　県税部　納税管理課　℡34－2111　内線211

司法書士による高齢者よろず電話相談会

高齢者の権利擁護を目的とした電話相談会を次のとおり開催します。
日時…３月14日㈯　10:00～16:00
相談内容…高齢者に関する貧困問題、財産管理、空き家問題、消費者被害、相続や遺言、成年後見など
相談電話番号…℡017－752－0440
＊通話料はご負担いただきます。
＊相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター（℡0120－940－230）へご連絡いただけると、無料相談のご予約を承っています。
問…青森県司法書士会
℡017－776－8398

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

新たに後期高齢者医療制度に加入する方へ
後期高齢者医療保険料は、原則年金から特別徴収（天引き）されますが、新たに後期高齢者医療制度に加入することになった方の保険料は、特別徴収開始まで時間がかかるため、納付書または口座振替で納付していただくことになります。
口座振替をご希望の場合、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、改めて手続きが必要になりますので、ご注意ください。
保険料は納期限内に納めましょう
保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、お早めにご相談ください。
問…国保年金課　内線2345